



第111号

2021年10月8日

◆ 発行 ◆

名古屋労災職業病研究会

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4 階

TEL&FAX : 052-837-7420

e-mail : roushokuken@be.to

<http://nagoya-rosai.com/>



川内正子さんは2015年の夏に胸膜中皮腫を発症し、3回の抗がん剤投与後に治療を終了しました。発症から7年、友人と温泉に行ったりしながら過ごしてきました（2021年7月17日、新潟市内。関連記事 P2～P4）

111号目次

- ☆ 後ろを振り返るな。始めがあれば終わりがある。胸膜中皮腫発症から7年を生きる。川内正子さん P2～P4
- ★ 災害に泊まり込みで対応した市役所職員脳出血で死亡 公務災害に認定 P4～P6
- ☆ 地下鉄六番町駅アスベスト飛散事故訴訟 名古屋地裁がアスベスト除去工事会社に賠償命令 控訴審判決は来年1月27日の見込み P7～P10
- ★ 全国一斉 職場のいじめハラスメントほっとラインを開催 P10～P14
- ☆ ユニオン奮戦記(8) 労災認定裁判(実質)逆転勝訴その後 P14～P15
- ★ 結婚記念日 9月23日 P16
- ☆ 労職研の活動 P16

☆後ろを振り返るな。始めがあれば終わりがある。

胸膜中皮腫発症から 7 年を生きる。川内正子さん



新潟市内に住む川内正子さん（82歳）は、持病の膠原病の治療のため、新潟大学医歯学総合病院（新潟大学病院）に通院していました。2015年の夏、いつものように大学病院裏の駐車場から、主治医のいる神経内科の診察室のある病棟まで歩いていこうとしたところ、息がはあはあと上がってしまい、休みながらでなければ歩くことが大変なことに気が付きました。いつも診てもらっている神経内科の主治医からは「川内さんは元気がいいからいいよ」と言われましたが、川内さんは「おかしいから調べてください」と主治医に訴えました。

CTの撮影や他の検査が行われた後、呼吸器内科の医師は図を書いて、川内さんに「ここに水が溜まっています」と胸水が貯留している場所を示してくれました。

11月に検査入院した時、診察の後、「あそこで待っていてください」と言われ、診察室の前で待っていると、お昼に処置室で背中に麻酔を打たれて、100ccか200ccの胸水をぬかれました。胸腔鏡検査による組織診断で胸膜中皮腫と診断され、抗がん剤治療を受けることが決まりました。病院ではすぐに入院だよと言われました。

風邪をひいてしまったことから少しの間自宅に帰った後、12月1日から抗がん剤治療が始まりました。1回目のアリムタとシスプラチンの抗がん剤投与後は、川内さんいわく、「るんるん」としていましたが、長男のお嫁さんから、「お義母さん、（抗がん剤が）だんだん強くなるから2回目は大変だよ」と言われましたが意味が分かりませんでした。がん保険に入っており、1回目の入院から、少しでも快適な方がよいと、個室に入ることにしました。

年明け、1月5日に川内さんに2回目のアリムタとシスプラチンの抗がん剤投与が初回より減量して行われましたが、長男のお嫁さんの言った通りになりました。食べ物の匂いをかいただけで気持ち悪くなり拒絶反応が起こり、食べることが出来なくなりました。この時、川内さんは、抗がん剤治療を担当してくれていた女性の医師に、抗がん剤治療を断りたいと思いましたが、「大の大人がすぐ止めるのはみっともない」と考え、1月28日にもう1回抗がん剤治療を受けることにしました。3回目の抗がん剤投与は、医師の提案で少し軽いゲムシタピンの抗がん剤投与に変更されましたが、川内さんは最終的に医師に「ダメです」と伝えギブアップしました。抗がん剤治療を担当した医師は、他の抗がん剤治療の選択肢について話してくれましたが、最終的に「川内さんがそういうならしょうがない」と治療を中止しました。家族にも抗がん剤治療を止めることを伝えたとこ、自分の人生なんだから駄目だと思ったらやめれ。だれも強制しないよ」と言ってくれました。

川内さんが抗がん剤治療の終結を決意した時は、さっぱりした気持ちになったと言います。「もう終わった。食べられないとか気持ち悪いのがなくなるのが嬉しい。家に帰れる」と思いました。2月20日、退院の日、入院中に川内さんが食べることができた、おでんやさっぱりしたレンコンの炒め物を持ってきてくれていた親しい友人と娘さんと一緒に、20年前から通っている新潟大学病院近くのフレンチレストラン「ミューズ」で魚のムニエルを注文したところ、全部食べることができました。川内さんは持病の膠原病の診察後、薬をもらうまでの間に時間があるときなどはミューズでよくお茶を飲んでいました。

抗がん剤治療が終わったので、新潟大学病院からは、西区にある新潟医療センターに転院して欲しいと伝えられました。川内さんは今でも2カ月に1回、新潟医療センターに経過観察の為通って、血液検査と胸部レントゲン撮影を受けています。3年前に少し胸水があることを指摘され

ましたが、それ以外は腫瘍が大きくなることもなく、変化のない状態が続いています。

環境再生保全機構へのアスベスト健康被害救済給付の申請は、中皮腫を発症した翌年の夏に長男のお嫁さんが行ってくれました。給付を受け始めて5年目に更新をして、現在でも給付を受け取っています。

川内さんが抗がん剤治療していた頃、子供たちや家族は、川内さんの余命が3か月程で、夏ごろが危ないと考えていました。「希望があればそのようにしてあげる」と家族に言われていたのですが、川内さんは、「主人とは別れているけど、そっちは近くにいるからよくしてやって欲しい」と、静岡県出身の離婚した元の夫を気にかけることを家族に話していました。川内さんは医師からは、「好きなようにして、好きなものを食べなさい」と言われていました。

退院してから3か月程経った6月から、川内さんは仲の良い友人と知り合いに勧められた阿賀野市にある温泉ホテル安田温泉やすらぎの岩盤浴に月に2回行くようになりました。安田温泉は秋田県の玉川温泉と同じ効用があると言われていました。

安田温泉やすらぎの岩盤浴の岩盤は、国内では秋田県の玉川温泉からしか産出されない鉱石「北投石（ほくとうせき）」が使用されています。「北投石」は、放射性のラジウムを大量に含む温泉沈殿物重晶石（硫酸バリウム）で、北投石から放射される微量のラジウム、エマナチオン（ラドンガス）が人体の内部に浸透することにより、細胞を活性化させ、血行を促進し、次第に内臓に作用して各器官が改善するといわれており、安田温泉やすらぎのホームページには、「北投石」を直接患部にあてる放射線治療が紹介されています。秋田県の玉川温泉では、大噴（おおぶき）と呼ばれる98℃の高温の源泉が湧き出ている、この源泉が湯の川となって流れ出し、源泉の温度が下がるにつれて含まれている重鉱物が沈殿化して川床にある転石に付着し、縞模様に結晶化して堆積し「北投石」になります。

最初の2、3回は安田温泉の岩盤浴に川内さんの身体が慣れておらず、入った翌日から二日間くらいはだるくて動けなくなっていました。定期的に通ううちになんともなくなっていました。岩盤浴では、温かい石の上に15分から20分寝転がり、その後お風呂に入るのを2回繰り返しました。川内さんは安田温泉やすらぎの岩盤浴に2年半通いました。

川内さんは中皮腫を発症する前から温泉に行っていたそうで、安田温泉に行かなくなってからも、月に2、3回はラジウム泉の村杉温泉の足湯や新発田市の月岡温泉に日帰りで行ったり、小千谷やまつだい芝峠温泉にも足を延ばしたりしていました。村杉温泉の足湯にはつい最近もいったということでした。

中皮腫発症から7年、ある時、40代後半の長男さんから真面目な顔で、「死ぬみたいなことを言うけど嘘ばっか言って。死ぬことは皆平等なんだよ」と言われ、川内さんは平等とはそういうものかと思いました。

インタビューの日、筆者は川内さんに中皮腫を発症してから7年間をどう思って過ごしてきたか聞いたところ、「後ろを振り向くな。始めがあれば終わりがあるという言葉が好き。そういう性格なんです。あんまり後ろを振り向かない。終わっちゃったことはどうしようもないでしょう。中皮腫になったことは気にしない」という返事が返ってきました。

川内さんの生家は新潟市で大正時代の曾祖父の代から続く自転車販売店でした。社員が多く忙しい店で、屋号は「小田島輪店」といっていました。自転車販売の最盛期でよく売れましたが、特に新潟地震の後は売り上げを伸ばしました。川内さんの父親は終戦前に病気のため33歳で亡くなっていたので、祖父から店を引き継いだ母親が店を切り盛りしていました。

川内さんは28歳で結婚し、電機メーカー勤務の夫の転勤について大阪府で生活したこともありましたが、30歳頃、実家の商売に電機メーカーを退職した夫とともに入りました。家業に入ったのは、先に小田島輪店に入っていた川内さんのお兄さんが、不動産業や自動車販売を始めるにあたり、店をぬけることになったからでした。川内さんは店の経営的なことを全てやりながら、

自身のお子さん二人と、離婚したお兄さんの子供の3人を育てました。店では肩書は特に持たず、社長には夫が就任しました。

川内さんが家業に入った時は自転車だけでなくバイクの販売を行っており、川内さんの店にはヤマハやホンダのバイクが20台程並んでいました。県道に面した店の入り口側に50ccから750ccのバイクが展示してあり、その後ろに川内さんが仕事をしていた接客、事務スペースがありました。接客スペースの後ろには、8畳程のバイクの修理場が設けられていました。川内さんは経理を担当して、バイクを修理することはなく、修理は修理担当の社員がしていました。川内さんは分解された大きなバイクに、ブレーキパッドがついていたことは記憶しています。当時のブレーキパッドにはアスベストを含有するものがありました。店は22、3坪で展示、事務スペースも修理場も同じフロアでした。

55歳の時、川内さんは経営を子供たちにバトンタッチし、家業の仕事から完全に身を引きました。川内さんのお母さんが55歳で仕事をやめていたことから、自身もこの歳で仕事をやめようと思いました。川内さんが経営に携わっていたバイクショップは、現在では広いところに移転し、新潟市内で2店舗が営業しています。

川内さんはご自身でも波乱万丈だったというほど、苦労や病気を重ねてきました。44歳の時、乳腺症で左乳房を全摘し、50歳から夫と別居し始め、65歳で離婚をしたほか、不動産業を営んでいたお兄さんの連帯保証人になっていたことから、バブル崩壊後、多額の借金を負い、親が残してくれた土地の売却をして返済したこともありました。借金を返すのは大変ではなかったかと筆者が聞いたところ、「親のおかげである程度の基盤があった。親が残してくれた不動産の処分と、元夫の協力で無事に返済が終わった」という答えが返ってきました。

借金などのストレスが原因になったのか、60歳で膠原病を発症し、皮膚症状や指が曲がる症状の治療の為、今日まで新潟大学病院に通っています。指が曲がる症状については、日常生活に困らない程度で、痛みもないのであまり気にしていません。膠原病発症当初は、窓から入ってくる風や日光にあたるだけでだるくなっていたことから、帽子と手袋をして外出していました。最近では、かなり改善していますが、いまでも台風が近づいたり、気圧が低くなると体調が悪くなり起きることが出来なくなることがあります。

川内さんは、かつて自分が切り盛りした店のあった場所に、娘さん夫婦とお孫さん2人と一緒に住んでいます。夕飯の準備は3、4割くらいを川内さんが行っており、季節の野菜を味付けを薄く調理し、野菜を沢山食べるようにしています。インタビューの時は夏だったので、とうもろこしをゆで、枝豆は毎日食べるということでした。膠原病になる前は、社交ダンスを習っていましたが、今はカラオケ教室に習いに行っています。

川内さんは、「皆が病気だと思ってくれるので、無理なことは言ってこない。何をやっても自由にしてくれと言われるので、二つの病気をしたことで、自由になった」と感じています。つい最近、新潟医療センターで受けた検査でも、腫瘍が大きくなっていることは確認されず、変化なしという結果でした。

(事務局 成田 博厚)

★災害に泊まり込みで対応した市役所職員脳出血で死亡

公務災害に認定



多くの被害をもたらした台風20号

台風による災害対策にあたった市役所の対策責任者の職員が対応後に脳出血で意識不明となり、翌日亡くなった。遺族は公務災害申請をし、業務上と決定された。

2018年8月、ミクロネシア連邦のチューク諸島近海で発生した台風20号「シマロン」は、北西に進みながらその威力を増し、四国沖から進路を徐々に北へと変え、徳島県南部に上陸、瀬戸内海を越えて本州の兵庫県に再上陸後北へ抜けた。その後は日本海を北上しながら東へとカーブしていき、秋田県沖で温帯低気圧に変わった。和歌山県田辺市では、台風20号が接近した23日午前9時ごろから大雨警報、洪水警報と発令され、市役所では危機管理局長であったAさんを中心に対応を開始した。

市役所の防災体制は、警戒レベルが上がるにつれ、「警戒準備体制」、「警戒体制」、「災害対策準備室」へと格上げされることになっている。23日午前10時に「警戒体制」となった後、田辺市全域に避難準備・高齢者などの避難開始を発令した。午後5時40分には田辺市全域に大雨警報、本宮地域に洪水警報、本宮湯川地区には7時30分に避難勧告、大塔川の水位が急上昇し、8時45分に避難指示を出した。9時40分から次々と土砂災害警戒情報が発表された。

9時58分には避難勧告を市全域に拡大し、防災体制を副市長を長とした「災害対策準備室」に格上げした。

強い雨はその後も続いたが、翌日午前3時過ぎには一部の地域を除いて、暴風・大雨警報が解除され、体制を「警戒体制」とした。その後、一部の洪水警報を除いて警報が解除され、避難者も自宅に戻ったことから、午前6時に体制を「警戒準備体制」とし、185カ所の避難所のほとんどを閉鎖するとした。

ところが、午前9時12分に本宮地域に再び大雨警報がでて、職員体制を再編成した。土砂崩れの被害情報や市道の崩落により孤立状態になった地域もあり、現状把握や対応に追われた。昼前に警報解除、体制も解除したが、Aさんは、夕方まで被害情報収集、確認と対応に当たり、自宅に帰ったのは午後6時だった。

ところが、翌日午前10時頃、自宅でけいれんを起こして救急搬送されたが、翌日の早朝に亡くなった。脳の血管からの出血、「橋出血」が死亡の原因だった。

来なかった副市長

突然のことにAさんのご家族は大変なショックを受けた。これまで健康に何の問題もないと思っていたAさんが、あっという間に亡くなってしまったのだ。直前の仕事でいったい何があったのか、疑問に思うようになっていった。

役所に泊まり込んだ翌日24日午前9時半にはAさんから「一旦帰ってでなおります」というLINEが入っていた。しかし、11時前には「帰れない、風呂入りたい」と送られてきて、午後には「しんどい、寝てない、すぐ帰る」「たおれそう」「体調悪い」というつらさを訴える内容になった。

また帰宅後に、Aさんは防災体制の長である副市長が電話連絡しても「もう寝るから」と言って役所に来なかったという話もしていたし、同僚からも大変だった様子を漏れ聞いた。

Aさんの死は、直前の仕事が原因ではないのか、ご家族はそう考え調べ始めた。

Aさんの奥さんと息子さん、娘さんたちは、役所を訪問し聞き取りを行った。4つのセクションの計7人が応じた。

夜遅くに雨風が強い中、全域避難勧告を出せば市民の命の危険にもかかわるのではないかと、非常に悩ましい状況であったこと、翌日に職員は交代できずに休憩もほとんど取れずに、再度の警報に対応したり非常に緊張が続いたことなど話が聞けた。

副市長についても、「災害対策準備室」に体制を強化する時点でAさんが連絡したが、その後、Aさんが「副市長は来ない、もう寝ている」と言っていたというようなことを複数の人が聞いていた。また明け方の落ち着いたところにAさんに副市長に連絡するよう言うと、「副市長は寝ているし連絡したら怒られる」と言っていたとも証言した。

市は公務災害の請求に消極的で、請求人となるAさんの妻が請求書を提出できたのは、12月20日のことだった。

死の直前の業務の過重な負荷のみで業務が原因と認められるのか、負荷となった災害対応の状況や副市長の不在などの事実関係も認定されるのか、遺族の不安はつきない。

関西労働者安全センターへは、9月に遺族が相談した弁護士を通して連絡が入り、請求書の作成や事実を補完する添付資料の作成にアドバイスを行った。

できる限りの客観的証拠を収集したが、職場の人たちの証言については、今後の役所内での立場をおもんばかって、遺族が誰それからこういう話を聞いたと記述するにとどめた。

本来なら、初めての大型の台風への対応、責任ある立場で、しかも避難勧告を出したり、洪水や土砂災害が相次ぎ、市内の何か所もが通行止めになるような状況に即座に対処しなければならないという事態であったので、Aさんには相当過重な負荷がかかったと考えられ、すんなり業務上認定となるはずである。しかし、「絶対」とは言えず、奥さんたちと結果を待った。

市からは説明なし

請求後、地方公務災害基金からはいくつかの点を追加で確認された。その中には、副市長のこともあった。追加回答を翌年4月に送った後、6月に公務災害と認められた。

遺族の努力、それにAさんが頑張ったことが認められ、とても喜ばしいことだった。ただ遺族は、いまだに市からAさんの死の直前の業務について、詳しい説明が行われていないことに納得がいかなかった。

告別式に参列した副市長からは直接にはお悔やみの言葉もなく、遺族が市役所を聞き取りに訪れ、台風対応の業務体制に疑問を呈していることは分かっているはずであるにもかかわらず、なにも動こうとはしていない。

Aさんを知る他の職員たちは、「心のある人」「部下思いで嘘をつかない人」と語っていた。まっすぐに部下に慕われ、ユーモアもある人だった。そんなAさんの遺族に対する市役所の態度との温度差は大きい。

遺族は、事実関係の説明と、今後の再発防止を求めている。

(関西労働者安全センター 田島 陽子)

夜通し防災指揮後急死 再発防止は

田辺市 18年台風20号

職員に「公務災害」認定

田辺市を襲った2018年8月の台風20号で、市役所の防災体制の指揮をとった危機管理部長(当時57)が直後に亡くなり、地方公務員災害補償基金が「公務上の災害」と認定していたことがわかった。



2018年の台風20号の対応にあたり、亡くなった田辺市危機管理部長(当時57)の遺族(田島 陽子)。

2018年8月16日付けで認定した基金の資料などによると、危機管理部長は18年8月23日から24日にかけて強いストレスに悩まされていたことがわかった。田辺市の資料によると、このときの気象情報は23日朝の暴風警報をかわきり、大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報とめまぐるしく変わり、夜までにこれらの発表は計10回にのぼった。避難情報も避難準備・高齢者等避難開始から始まり、夜になって避難勧告が出た。田辺市は、このとき、避難勧告を出した。このとき、見通しの悪い夜間に避難行動をとった市民が、かえって台風による強い風雨の被害に遭った。避難勧告を出さなかったら、すでに市全域に土砂災害警戒情報が発令されているなかで、自宅にこもって避難した。

家族、当日体制などに疑問

「寝ていない」「たれそう」「体調悪い」……。悲しい言葉を家族にLINEで送っていた局長は、24日午後6時ごろに帰宅した。快活さは消えていた。夕食をとらないうちに、夜間の判断に苦しんだこと、災害対策準備室を設置したあと上司の副市長が市役所に来なかったことを家族に語った。

没後3年いまだ市から説明なし

市役所の防災体制は、警戒準備体制(50人)、警戒体制(100人)、災害対策準備室(300人)、災害対策本部(100人)の順で設けられる。①は局長が指揮をとり、②は副市長が指揮をとり、③は副市長が室長に就くことになっている。③の災害対策準備室を設置したあと、副市長が自宅待機のままだったことについて、田辺市は基金の調査に「副市長にはいつても連絡が来る状態だった」「災害対策準備室設置以降は暴風雨のピークが過ぎていたこともあり、局長に判断が集中したという状況ではなく、自宅待機中の副市長らに判断を求める事案もなかった」と回答している。家族が知りたいことはいろいろある。当日の体制は十分だったのか、再発防止は十分だったのか、などについて、市が自ら家族へ説明に来ないという。田島は「(家族から)説明がほしい」と答えた。

**☆地下鉄六番町駅アスベスト飛散事故訴訟
名古屋地裁がアスベスト除去工事会社に賠償命令
控訴審判決は来年1月27日の見込み**



2013年12月12日から13日かけて、地下鉄名港線六番町駅構内にある換気機械室内でのアスベスト含有吹き付け材除去工事中に、空気1リットルあたり710本という高濃度のクロシドライト（青石綿）が、密閉されていたはずの工事区画から駅構内に飛散する事故が発生しました。高濃度アスベスト飛散は、港保健所が工事開始時に換気機械室周辺で試料を採取したアスベスト濃度測定により発覚しました。工事開始の翌日、港保健所は工事の中止を指示しました。



アスベスト飛散事故のあった六番町駅換気機械室前（2014年1月撮影）

アスベスト飛散事故が起きた六番町駅アスベスト吹き付け材除去工事は、ライフテック・エム株式会社（昭和区）が名古屋市交通局から受注し、同社下請けのアスベスト除去業者が施工しました。

2017年3月22日、名古屋市はライフテック・エムに対し、アスベスト飛散事故により市が支出を要した費用及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴訟を名古屋地方裁判所に提起しました。そして、今年3月12日、吉田彩裁判長は、ライフテック・エムに対し、2143万3798円と遅延損害金の支払いを命じる判決を言い渡しました。

この訴訟では、ライフテック・エムが名古屋市に対し、アスベスト除去工事完了部分約110.4㎡の工事費用と、アスベスト飛散事故後の復旧工事代金合わせて4781万4589円と遅延損害金の支払いを求める反訴も名古屋地裁に起こしていましたが、反訴については同日棄却されました。

ライフテック・エムは名古屋地裁の判決を不服として、3月24日、名古屋高等裁判所に控訴しました。控訴審は9月17日に第1回期日が開かれ、同日結審し、判決の言い渡しは来年1月27日13時10分に指定されたことを9月27日に筆者が名古屋市交通局の営繕課長に電話をし確認しました。9月13日の夕方、筆者が営繕課長に電話をした時は、控訴審の期日はまだ決まっていないとの回答でしたので、変だと思いましたが、何も言わず電話を切りました。

《名古屋地裁判決》

筆者は久田邦博名古屋市議員より3月12日の名古屋地裁判決文の提供を受け、六番町駅アスベスト飛散事故において、①集じん・排気装置に隙間があり、これがアスベスト飛散事故の主たる原因であること、②湿潤化処理の不足があり、これがアスベスト飛散を拡大する原因になったことを名古屋地裁が認定したことを確認することが出来ました。

吹き付けアスベストの除去工事においては、隔離された作業場内に集じん・排気装置の設置が義務付けられています。集じん・排気装置の役割は、装置により吸引された空気が作業場外へ排気されることにより隔離された作業場内を負圧に保ち、アスベスト粉じんの隔離場内からの漏洩を防止することと、作業場内の空気が装置に取り付けられたHEPAフィルタを経由して交換、すなわち換気されることにより、アスベスト粉じんの濃度を低減させることにあります。六番町

駅のアスベスト飛散事故では、重要な集じん・排気装置に問題がありました。

《集じん・排気装置にあいていた隙間から吸い込まれたアスベストの飛散》

判決文において名古屋地裁は、六番町駅アスベスト飛散事故においては、アスベスト除去作業場内で用いられていた3台の集じん・排気装置のHEPAフィルタ取付け部、スイッチ取付け部、電源コード取付け部、天板部及びダクト接合部、排気ダクト接合部に隙間が存在していたことを認めました。集じん・排気装置の隙間は、飛散事故後、名古屋市交通局が事故原因の究明調査の為、換気機械室内の調査を依頼した株式会社マルコオ・ポーロ化工が実施した、3台の集じん・排気装置を作動させて疑似粉じん（ベビーパウダー）を吸引させる調査によって確認されましたが、同社調査結果を裁判所は採用しました。疑似粉じんを使用した調査にはライフテック・エムと下請け業者も立ち会っていましたが、両者とも調査時は特に異議を唱えなかったということでした。

3台の集じん・排気装置の各部にあいていた隙間から除去中のアスベストが吸い込まれ、HEPAフィルタを通らないアスベストに汚染された空気が排気ダクトから排出され、換気機械室の扉のガラリ（換気口）から駅コンコース内にアスベストを飛散させていきました。

被告のライフテック・エムは訴訟において、原告（名古屋市交通局）提出の写真・動画によっても、各集じん・排気装置に隙間が存在することが明らかにされていない、各集じん・排気装置全体をビニールで覆い、スイッチ取付け部と電源コード取付け部を除く隙間の全てにテープで目張りするなどの養生をしていた、マルコオ・ポーロ化工の調査の際には、装置へのビニール、目張りなどを全部取って写真が撮られているので、同調査によっては、事故当日の状態は明らかにならない、各集じん・排気装置に隙間が存在するとしてもごく小さいものであり、その隙間からの流入によって空気1リットルあたり700本という大量のアスベスト飛散はあり得ないと主張をしていました。除去工事を行った下請け業者も訴訟においてライフテック・エムと同じような主張をしていました。

《アスベスト除去工事前に行われなかった湿潤化处理》

六番町駅換気機械室の吹き付けアスベスト除去工事の作業基準及びマニュアルには、アスベスト粉じんの飛散を抑制するため、除去作業を行う吹き付けアスベストにあらかじめ湿潤化剤を散布してアスベストを湿潤化させる処理を行うことが必要であるとされていました。加えて、被告のライフテック・エムが名古屋市交通局に提出した施工計画書にも、除去作業前に吹き付けアスベストの表面に湿潤化剤（アスシールS i 3、菊水化学工業）を散布し、下地まで浸透させるために約30分間放置することなどが記載されていました。

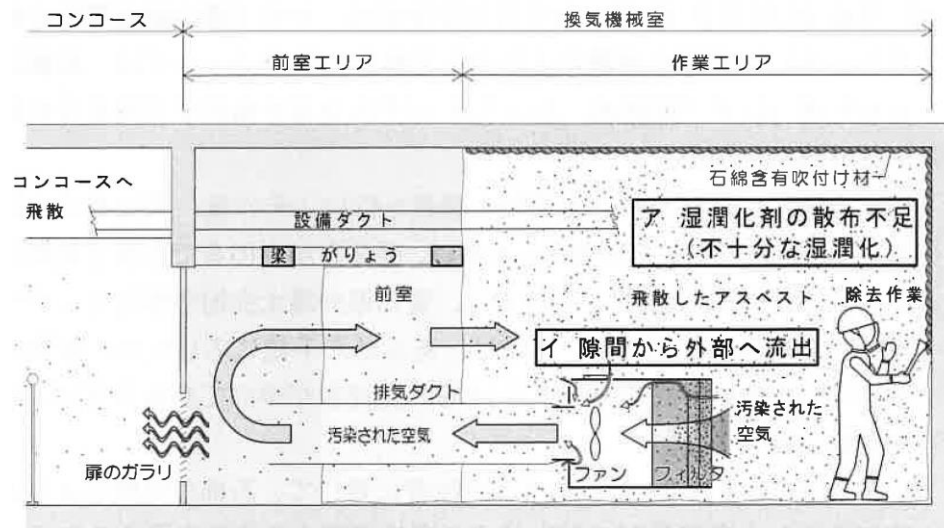
今回の名古屋地裁判決では、六番町駅でのアスベスト除去工事に際して、湿潤化处理の不足があり、これがアスベスト飛散を拡大する原因になったことが認められました。湿潤化とは、アスベスト粉じん飛散抑制剤を、壁や鉄骨に吹き付けられたアスベストに対して吹き付け固めることにより、アスベストが飛散しにくい状態を作る工程です。

判決文によると、名古屋地裁が湿潤化处理の不足を認めた理由は、施工業者により湿潤化剤の使用量を示す写真が撮影されていないこと、被告によるアスシールS i 3の現場搬入量の報告と、使用記録の提出がなかったこと、マルコオ・ポーロ化工の調査の際、前室エリアに未使用のアスシールS i 3が20缶（1缶15kg）と使用済みの空き缶が1缶あり、作業エリア内のバケツの中におおむね1缶分のアスシールS i 3の薬液が残されていたこと、アスベスト飛散事故後、アスベスト含有吹き付け材の成分分析を大同分析リサーチ（株）が実施したところ、アスシールS i 3の成分が検出されなかったこと、被告が事前に申告したアスシールS i 3の使用予定量は同製品約20缶分だったことなどでした。

除去工事を行った下請け業者は、訴訟において、アスシールS i 3の空き缶が1缶しか残されていなかったのは、2013年12月12日の除去作業後に現場から空き缶を搬出したためと主張していましたが、裁判所はこれを裏付ける証拠は見当たらないとして下請け業者の主張を退けました。

かつて筆者は、この六番町駅飛散事故について継続的な取材と報道を行っていたNHK記者から、湿潤化されなかったことについて、工事を行った業者に取材したところ、アスベストが固くて湿潤化剤をかけてもぼたぼた床にたれてしまい、無意味であったとの証言を聞いたと教えてもらったことがありました。

事故原因図（名古屋市の資料より）



《名古屋市の工事業業者への費用請求》

2013年12月のアスベスト飛散事故後の1月9日、名古屋労災職業病研究会と愛知健康センターとで、名古屋市交通局に事故発生原因の究明と労働者及び乗客の石綿ばく露実態の検証、並びに飛散事故責任の調査を客観的に行うことなどを求める要請書を提出しました。共同での要請書の提出については、筆者から愛知健康センターの鈴木明男事務局長（故人）に打診し快諾していただきました。

この要請が功を奏したのか、ジャーナリスト井部正之さんの複数回にわたるダイヤモンドオンラインへの六番町飛散事故に関する記事掲載が影響を与えたのか分かりませんが、名古屋市交通局は2014年5月より2016年12月まで、交通局長が招集した5人の専門家による「六番町駅アスベスト飛散にかかる健康対策等検討会」を9回にわたり開催しました。9回の健康対策等検討会を踏まえ、2017年3月には検討会報告書が取りまとめられ公表されました。健康対策等検討会報告書は、飛散事故の原因について、アスベストの飛散は、「不十分な湿潤化処理のまま、負圧除じん装置に不具合がある状態で除去作業を行ったことから生じたもの」と推定したとしました。事故原因に関する今回の名古屋地裁判決の認定は、名古屋市が招集した健康対策等検討会と同じような内容になったと言えます。訴訟において、健康対策等検討会の報告や調査資料が名古屋市から裁判所に証拠として提出されたことから、このような名古屋地裁認定になったと考えられます。

筆者と故鈴木明男さん、ジャーナリストの井部正之さんは毎回、検討会を傍聴していましたが、専門家構成員の1人であった大同分析リサーチ環境測定センターの環境専門部長が誤った内容の発言をした際に、井部さんがそれを正す不規則発言をし、交通局職員から注意される一幕があったことなどを思い出します。健康対策等検討会の構成員は宇佐美郁治氏（独旭労災病院副院長）、上島通浩氏（名古屋市立大学大学院医学研究科環境労働衛生学分野教授）、那須民江氏（中部大学

生命健康科学部スポーツ保健医療学科教授、名古屋大学名誉教授）、新谷良英氏（榊大同分析リサーチ環境測定センター環境専門部長）、久永直見氏（愛知学泉大学家政学科教授）でした。

2013年の暮れに起きた六番町駅アスベスト飛散事故は今では報じられることもなく、今回の判決も報道されていませんが、この飛散事故は毒性の最も強い高濃度のクロシドライト（青石綿）が多数の乗客が行き交う地下鉄駅構内に飛散した、日本では前例のない、史上最悪のアスベスト飛散事故でした。

六番町駅のケースは、地方公共団体である名古屋市交通局の駅構内で飛散事故が発生しました。普段、アスベスト飛散事故が起きて、労職研が民間企業に説明会や再発防止を要請し、一回目の説明に応じてもらえても、その後は無視されることがほとんどで、こちらでも打つ手が無くなってしまっているのが実情です。ですから、杜撰な工事を行う業者は、アスベスト飛散事故を起こし続けたりします。しかし、六番町駅のケースは、名古屋市が名古屋市会での議員による質問や、重大な事故に対する市民の要請を無視することが出来ず、アスベスト飛散にかかる健康対策等検討会の開催や、専門業者に依頼しての駅構内におけるアスベスト拡散のシミュレーション実験などの様々な取り組みをする必要に迫られました。最終的に、名古屋市が事故を起こした工事業者にかかった多額の費用請求をする事件に発展していきました。事故後の検証が不十分であるとの



アスベスト飛散事故が起きた機械室の前で、煙の出る機器を使い風向等を調べる「六番町駅アスベスト飛散にかかる健康対策等検討会」のメンバー（2014年12月4日）

厳しい意見もありますが、それでも、六番町駅アスベスト飛散事故は、第三者による事故現場の立ち入り調査や専門家検討会の開催、アスベスト拡散シミュレーションの実施など、アスベスト飛散事故を多角的かつ科学的に検証しようとした日本国内では希有な事例になったと言うことが出来ます。事故後、交通局職員を始め、協力会社、専門家、ジャーナリスト、市民団体など多くの人々がこの事件に関わっていきました。「六番町駅アスベスト飛散にかかる健康対策等検討会」に提出された資料及び議事録、駅構内アスベスト拡散シミュレーションの結果、専門家意見書と報告書は今でも名古屋市交通局のホームページに全て掲載され、いつでも見る事が出来ます。

この原稿の執筆段階で、アスベスト飛散事故が発生した地下鉄六番町駅換気機械室の吹き付けアスベスト材の再除去はまだ行われていません。交通局営繕課長によると、来年1月27日の名古屋高裁判決後、六番町駅換気機械室の吹き付けアスベスト除去について検討するということです。

（事務局 成田 博厚）

★全国一斉 職場のいじめハラスメントほっとラインを開催



9月14日、労職研事務所で「全国一斉 職場のいじめハラスメントほっとライン」を開催しました。ほっとラインは名古屋ふれあいユニオンと共同で行いました。名古屋ふれあいユニオンからは鶴丸さん、浅野さん、鈴木さんに相談スタッフとして参加していただきました。名古屋シ

ティユニオンの竹久さんにも相談スタッフとして参加していただきました。ほっとラインには、11件の相談が寄せられました。

寄せられた相談の内容は、婦人服のメーカーから大手流通に派遣されている女性契約社員からの、大手流通の社員に嫌がらせをされるという相談や、同じ大手流通の社員から、社員からの嫌がらせを受け続け、精神障害を発症したので労災申請をしたが認められなかったという相談、清掃会社に勤務している女性からの、住宅メーカーのモデルハウスに派遣されて清掃しているが、住宅メーカーの営業から、時間内に完了できない無理な作業を要求されるという相談、支店長から営業の数字が上がらないと罵声をあびせられるという相談、正社員男性からのアルバイト女性に「やめろ」「社員のくせに」「給料泥棒」などの暴言をあびせられるという相談、ハンバーグ店の女性店長ともめて、シフトを減らされてしまったというパート女性の相談などでした。これらの相談に対し、ユニオンのメンバーは、労働者が健康的に働ける環境を整える義務が会社にある、会社の相談窓口などを利用してみて、それでも解決しない場合は労働組合に入って労使交渉をして解決を図っていく方法もあるなどとアドバイスしていました。社内に相談窓口の無い中小零細企業に勤務する労働者からの相談のほが多く、解決方法を考えるのが困難なケースがいくつもありました。



筆者は、最近、新型コロナウイルスに感染した介護ヘルパーの女性からは、近々職場に復帰するが、どうやって同僚達と接していけばよいかアドバイスが欲しいという相談を受けました。

今回のほっとラインは、労職研が加入している全国労働安全衛生センター連絡会議メンタルヘルス・パワーハラスメント対策局が主催し、コミュニティ・ユニオン全国ネットワークが協力し、札幌地域労組（北海道）、東京労働安全衛生センター（東京）、山梨ユニオン（山梨）、名古屋労災職業病研究会（愛知）、ユニオンみえ（三重）、関西労働者安全センター（大阪）、連合福岡ユニオン（福岡）で一斉に電話相談を受け付けました。

実施を9月14日としたのは、9月10日から16日の「自殺予防週間」に合わせて実施したためで、日本でこの期間が自殺予防週間とされているのは、WHO（世界保健機関）が9月10日を自殺予防デーとしているからです。

近年、パワーハラスメントを原因とする労災申請、認定は増加傾向にあります。今年6月23日に厚生労働省が公表した令和2年度「過労死等の労災補償状況」によると、2020（令和2）年度の精神障害による労災認定件数が608件で、過去最多になったことを公表しました。仕事の原因で精神疾患を発症したとして労災請求する労働者は年々増加しており、2020（令和2）年度は2051人で、請求件数は2年連続で2千件を超えています。

労災認定された608件のうち、「パワーハラスメントを受けた」は99件（決定件数は180件）にのぼり、「同僚等から暴行又は（ひどい）いじめ・嫌がらせを受けた」は71件（決定件数は128件）、いじめとまでは評価されなかったが「上司・同僚・部下とのトラブル」は23件（決定件数は493件）となっており、これらを合わせると193件（決定件数は801件）になります。精神疾患で労災認定された労働者の約32%は、職場でのパワーハラスメントやトラブルが原因となっています。精神障害に係る労災請求の全ての決定件数は1906件ですので、職場でのパワハラやトラブルに関する労災請求件数が増加していることが、分かります。

全国労働安全衛生センター連絡会議メンタルヘルス・ハラスメント対策局は、パワーハラスメン

トに関する労災申請が増えている要因として、働く人々の人権意識の高まりがあり、職場での嫌な出来事を我慢せず訴える傾向が強くなったことがあることや、職場で滅茶苦茶でとんでもないことが起きており、人間扱いされない職場の労働環境の劣悪化が影響し止むを得ず声を上げるといったことが起きていると考えています。

全国の安全センターやユニオンへの職場のいじめパワハラに関する相談は増加傾向にあり、過重労働から精神疾患を発症する事例や自死についての相談も増えてきています。

今回、自殺予防のために「負の連鎖」を断ち切る一つ的手段として、全国で労災・職業病の問題に取り組む団体とユニオン（労働組合）が共同して職場でのいじめ・パワハラに悩んでいる労働者の相談を受けるためホットラインを開設しました。ほっとラインには全国で38件の相談が寄せられました。

（事務局 成田 博厚）

最近のいじめパワハラ相談の事例

9月14日に実施した全国一斉職場のいじめハラスメントほっとライン実施に先立ち、各地の報道機関にプレスリリースをお送りしましたが、プレスリリースに掲載された、各地の団体の相談事例を本号に掲載します。

とんでもない職場実態や人間関係がいびつな職場環境が相談者の訴えからうかがえます。

【事例1】

パワハラによる体調不良で治療中に退職勧奨を受ける。

輸入機器の販売会社B社の総務・人事部門で働いていたSさん。2019年1月に入社して間もなく、メンタル不調の社員のフォローなどに従事し、さらにベテラン社員から、いわれなき叱責を受けるなどして、自らも体調を崩してしまいました。Sさんは、時短勤務、業務量の軽減などを申し出て、治療しながら就労してきたのですが、結局のところ、負担が減ることはありませんでした。

2021年1月、会社はSさんに対して、2か月分の賃金を支払うので3月に辞めてもらいたい、出社も必要ないと、退職勧奨をしました。そもそも体調を崩したのは仕事が原因ですし、わずかな補償で退職することには納得できません。さらに会社は、提案した金額に納得できないなら出社を指示。つまり辞めるか、改善のない職場で働くのかと迫られたのです。3月にSさんはユニオンに加入し、労働条件の改善を求めて交渉することになりました。

ところが会社は、Sさんの病気はあくまでも私傷病であり、会社は十分に配慮してきたという姿勢を崩しません。基本的な事実経過すら認めようとしないため、交渉は決裂しましたが、6月になって、会社の方から神奈川県労働員会にあっせんが申請されたため、これを受けて解決をめざしています。なお、7月には労災請求もしています。

【事例2】

上司の虚偽文章が原因で雇止めを通告される。

通信事業会社の事務職員として、9年間、3ヶ月毎の契約更新を繰り返し働いてきたSさん。突然に雇止めを通告され、その理由は①勤務態度、能力が会社の期待にそぐわない、②含む原則を遵守していない、という内容でした。Sさんは、ユニオンに加入し、雇止めの撤回とその理由の説明を会社に求めました。

会社が雇止めの理由として示したのは、Sさんの上司が作成した「雇用止め依頼」と題する文

章でした。この上司は普段からSさんに対して、「パートは数字を打って流すだけの単なるキーパンチャー」「パートは考えて仕事をしたらアカン。ルーティンの仕事だけしていれば良い」「パートより社員の方が上」と強い口調で告げることが多く有りました。また、Sさんがインフルエンザに罹患し上司に電話を入れ休んだ際も、「無断欠勤している」と職場に言いふらし、他にもSさんの虚偽の個人情報も職場に言いふらしたりしていました。

ユニオンが会社と交渉する中で、雇止めについては撤回されましたが、上司が虚偽の「雇止め依頼」の文章を作成したと職場でのパワハラについては、会社は認めませんでした。そのためSさんは、上司と事務所の所長に対して損害賠償の訴訟を提起し、現在係争中です。

【 事例 3 】

パワハラ防止を求め改善を要求すると、遠くの職場への異動。

サービスエリアで清掃作業の責任者として従事しているTさん。同僚のA社員から長年、無視やA社員の仕事を押し付けられる等、酷いパワハラを受けていました。やがて、夜も眠れなくなってしまい、仕事ができない状態になってしまいました。

以前よりユニオンに加入していたTさんはユニオンに相談。ユニオンは会社に対して、パワハラを防止するための職場環境の改善、未払賃金の支払いなどを要求し、団交を開始しました。重ねて、休職の手続きをし、休職中でも生活ができるよう傷病手当の申請を行いました。

会社は一向にA社員のパワハラを認めないばかりか、Tさんを遠くの職場に異動させて決着を図ろうとしてきました。

Tさんとユニオンはそのような不当な要求に対し、繰り返し抗議しました。その結果、会社がA社員のパワハラを公式には認めませんでした。Tさんが前に働いていた職場に復帰させることにより、TさんとA社員とが全く顔を合わすことがないよう職域を分け従事すること、一定の解決金を支払うことで合意・解決しました。

【 事例 4 】

同僚から長時間に及ぶ電話によるハラスメントと長時間労働で労災認定。

トラックドライバーの女性は乗車中、別のトラックに乗る同僚男性から一日に何度も電話をかけられ、会社や他の社員の悪口を聞かされるハラスメントに遭っていました。同僚男性の電話には、多者電話により複数の他の男性ドライバーも加わっていました。同僚男性ドライバーが怒りやすい性格だったため、女性は電話を拒否することができませんでした。会社に相談しても改善されず、結局、女性は適応障害を発症し休職することになりました。

女性ドライバーが加入するユニオンは、職業病患者の支援をしている団体にこの女性の労災申請について相談しました。同僚男性から女性へのハラスメントはひどい内容でしたが、女性の乗車記録により毎月100時間以上の時間外労働時間があることが判明しました。ユニオンと職業病患者の支援団体が女性の労災申請を手助けしたところ、労災認定されました。

【 事例 5 】

上司によるパワハラと月200時間の時間外労働。

Aさんは、ゴルフ場で長時間労働はあったものの設備管理の仕事にやりがいを感じて働いていました。しかし総支配人のパワーハラスメントがひどい職場で、次々に人が辞め、経営状態が悪くなるにつれ、Aさんも営業で売上げを上げるよう求められ、名前だけの役員にも就任させられ

ました。総支配人は、度々部下を怒鳴りつけたりものを投げつけたりし、部下にも同調するように強要しました。そのころから A さんはうつ状態になり不定期に医療機関にかかるようになりました。その後 A さんにも総支配人からのパワーハラスメントが始まり、連日怒鳴られ、労働時間もますます増え、月に 200 時間ほどの時間外労働を行うのが常態化しました。A さんはうつ病が悪化して出勤できなくなり、休業しました。

A さんは労働組合に相談し、残業代など未払い賃金や精神疾患に対する慰謝料を請求する訴訟を起こしました。労働基準監督署にも労災請求し、管理職で残業代が出ないため労働時間管理されておらず、実際の労働時間が証明できずに一度、不支給となりましたが、審査請求で追加の証拠を提出して労災と認められました。本人の勤務時間メモや時間外に業務指示を録音していた記録などが証拠となったのです。会社に対する訴訟も、和解で一定の補償額を勝ち取りました。

☆ユニオン奮戦記（8）労災認定裁判（実質）逆転勝訴その後

岩永さん労災認定高裁判決確定後「行政の不作为」

1. 《判決の意義》

精神障害の労災認定要件は、「①認定基準の対象となる精神障害を発病していること。②精神障害の発病前おおむね 6 か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること。③業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとはみとめられないこと。」とされています。

名古屋地裁判決は、心理的負荷は強く適応障害発症を認めながら、発症が被災後 6 か月以内（事故平成 24 年 10 月、発病平成 26 年 10 月）でないと認定基準に固執し不当判決でした。名古屋高裁（始関正光裁判長）は、原告の適応障害発症について、事故の心理的負荷は「強」であり、その後も視力の低下と眼の痛みが継続していたとして事故後 2 年後の発病の業務起因性を認めました。画期的な判断となりました。原告、被告双方上告せず。判決は確定しました。

本年 9 月 16 日の名古屋高裁判決（トヨタ自動車株式会社に勤務していた K さんが 2010 年 1 月 21 日頃に自殺したのは、会社における過密・過重な業務、上司から継続的・反復的なパワハラによってうつ病を発病した結果であり業務との起因性を認めたもの。）においても自死前 1 年以上に及ぶパワハラを認めています。



2. 《労災認定裁判の経緯》ユニオン奮戦記（2）（5）（7）の続編 再度経緯

（株）ティーエヌ製作所（豊田合成、トヨタ紡織などの下請、プラスチック成型、静電植毛等の製造業、140 人規模）に成形段取りマンとして勤務していた岩永さんは、平成 24 年 10 月 17 日成形機の段取り業務中、取り出し機から突出してきたチャック板と成形機の間に左顔面を挟まれ負傷し、一宮市民病院に救急搬送され緊急手術、同月 23 日に名大医学部付属病院へ転院しました。「左眼球破裂」と診断されました。当初の入院は 1 ヶ月を超えていました。左眼の視力は 0.02 ほどありましたが、6 ヶ月後 1 ヶ月強の入院をして複数回手術を受けましたが、経過悪く見えない状況になってしまいました。右眼も視力が低下してきました。角膜移植をすることとな

り、平成 27 年 10 月に眼科杉田病院を受診しましたが、「左眼眼球ろう右眼交感性眼炎の疑い」と診断され角膜移植はできないとされました。平成 28 年 2 月末をもって監督署長の職権で治癒認定されてしまいました。

岩永さんは、この事故での死の恐怖と眼負傷の予後が悪く快方どころか悪化していく状況で、平成 26 年 11 月各務原病院で「心因反応、うつ病」（平成 13 年ごろよりアルコール依存症の治療を受けていましたが、病気を克服し 10 年以上通常勤務しており寛解状態となっていました。）と診断され労災申請をしましたが、平成 27 年 6 月に否認され審査請求、再審請求を経て裁判となりました。

3. 《高裁判決に続く期間の休業補償給付不支給取消訴訟》

前訴訟に併合できなかった期間の休業補償給付不支給取消訴訟（平成 29 年 4 月 1 日—平成 31 年 3 月 15 日）は時効成立前に訴訟していました。令和 3 年 6 月 9 日に初公判となりました。この裁判は高裁判決に続く精神疾患での休業補償の請求ですので簡単に認められるはずのものと考えていました。しかし、国は争う姿勢です。しかも、高裁判決で確定しているはずの精神疾患の休業補償部分（平成 28 年 3 月 1 日—平成 29 年 3 月 31 日）を含めて争うとしています。理由は、業務起因性が認められないとして不支給としたため、適応障害のため労働することが出来ない状態であったかどうか調べるとするものです。

コロナ禍の為続く公判は令和 3 年 8 月 18 日ウェブ裁判となりました。国は局医精神障害専門部会の審議にかけるため 2 カ月かかるとのことで、今回は 10 月 27 日 10 時ウェブ裁判となりました。

更に、この裁判に続く期間（平成 31 年 3 月 16 日—令和 3 年 2 月 26 日）の休業補償給付不支給決定については異議申し立て中です。

4 . 《損害賠償調停》

会社は、令和元年 12 月に過失割合を会社 3 被災労働者 7 とする損害賠償調停を申立しました。とても不当なものです。2020 年 3 月、同年 7 月、同年 10 月と調停が行われ、心因反応及び休業関係を除き同年 12 月に調停は成立しました。

現休業補償給付不支給取消訴訟の支給決定が出れば心因反応及び休業関係の損害賠償の決着をつけねばなりません。会社は控訴審の判決をまたず、2021 年 1 月末をもって原告を自然退職扱いとしました。これも決着せねばなりません。

5 . 《行政の不作為》

上記 3 の高裁判決に続く期間（平成 29 年 4 月 1 日—平成 31 年 3 月 15 日）の休業補償給付不支給取消訴訟は、業務起因性が認められないとして不支給としたため、適応障害のため労働することが出来ない状態であったかどうか調べる必要があるというものです。

高裁判決では平成 28 年 3 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間は精神疾患の休業補償不支給を取り消しました。この裁判は高裁判決に続く期間の休業補償給付不支給を取り消す請求です。その休業の必要性を調べていなかったことは行政の「不作為」というほかありません、しかも、高裁判決確定部会の期間を含めて調べるとしています。

局の判断がないと、判決があっても支払いがありません。また、会社への損害賠償訴訟請求も出来ない状態です。

（名古屋シティユニオン執行委員長 竹久 憲一郎）

★結婚記念日 9 月 23 日



9 月 23 日は結婚記念日でした。20 年前の 9 月 11 日アメリカで同時多発テロが起きた 2 週間後の結婚式でした。この日があったからこそ 3 人の子供に恵まれて、今があります。未だ何も手伝ってはくれませんが、彼らは彼らの思いのままにゲームや部活に励んでおります。私も家事炊事などやるべき事を済ませて自分の好きなことをさせてもらっています。

こんな日は亡き妻の遺影の前で献杯🍷 久しぶりにメモリアルブックを眺めながら、昔話を思い出して😭 たまには、気持ちの良い涙を流して、明日からまたお仕事、お酒頑張ります★

(労職研代表 森 亮太)



労職研の活動



8 月					
	6 日	岐阜アスベスト国賠裁判傍聴		10 日	全国労働安全衛生センター ZOOM 会議
	11 日	アスベストユニオン ZOOM 会議		18 日	メンタルヘルスハラスメント対策局例会 ZOOM 会議
	20 日	ユニオンみえ学習会（講師・成田）		26 日	名古屋労職研事務局会議
	28 日	愛知健康センター 31 期総会			

9 月					
	1 日	クレーンオペレーター蒲さんの労災裁判傍聴		9 日	名古屋労職研事務局会議
	14 日	職場のいじめハラスメントほっとライン		30 日	名古屋労職研事務局会議

【労職研 会費・カンパ振込先】

郵便振替 口座番号 00860-5-96923
加入者 名古屋労災職業病研究会

発行 名古屋労災職業病研究会

発行者：森 亮太

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4 階

Tel./Fax.052-837-7420

e-mail: roushokuken@oregano.ocn.ne.jp

<http://nagoya-rosai.com/>